

# 蓮田市スポーツ競技及び文化活動に係る大会等出場者奨励金交付要綱

令和 3年 3月 29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市におけるスポーツ及び文化の振興を図るため、スポーツ競技及び文化活動の大会等（以下「大会等」という。）に出場する者に対し、蓮田市スポーツ競技及び文化活動に係る大会等出場者奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の奨励金の交付に関しては、蓮田市補助金等交付規則（平成12年蓮田市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(奨励金の対象者及び対象事業)

第2条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、蓮田市内に居住している者及び市長が認める蓮田市内の団体で、大会等に出場する個人又は団体（平成22年7月8日市長決裁「蓮田市立小・中学校における各種競技会選手等派遣費補助金交付要綱」で規定する者で交付決定を受けたものは除く。）とする。ただし、文化活動に係る大会については、蓮田市内に居住している小・中学校の児童・生徒及び蓮田市内の小・中学校の児童・生徒及び団体に限る。

2 奨励金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国際大会

国内の予選会、選考会などの選抜手続きを経るオリンピック等の国際大会

(2) 全国大会

ア 県予選会、選考会などの選抜手続きを経る全国規模の大会等で、国の行政機関が主催、共催又は後援する全国大会

イ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する選手権大会

ウ 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する選手権大会

(3) その他、市長が必要と認める国際規模の大会等

(奨励金の額及び回数)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内で別表のとおりとする。

2 奨励金の交付は、個人又は1団体につき当該年度1回とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 個人又は団体の代表者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則様式第1号の蓮田市補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 別記様式の蓮田市スポーツ競技及び文化活動に係る大会等参加計画書
- (2) 大会等の開催要項、出場者名簿、予選会の結果等その他参考となる資料の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

(実績報告)

第5条 個人又は団体の代表者は、大会等の終了後、速やかに規則様式第5号の蓮田市補助金等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の結果一覧及び出場者等の状況がわかる資料の写し
- (2) その他市長が必要とする書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	奨励金の額
個 人	1人につき10,000円 (ダブルス等の場合1人につき10,000円)
団 体	1人につき10,000円 限度額は100,000円